

## 議員定数と報酬の見直し（議会最終案）について

- 1 最終案      別紙 1
  
- 2 答申書
  - (1) 議会運営委員会      別紙 2
  - (2) 議会改革諮問会議      別紙 3
  
- 3 今後の予定
  - (1) 議会提案時期      令和 8 年芽室町議会定例会 6 月定例会議
  - (2) 施行予定日      令和 9 年 5 月 1 日

## 議員定数及び報酬改正案（最終）

1 芽室町議会議員の定数について

(1) 議員定数については16人とする。

2 芽室町議会議員の議員報酬について

(1) 報酬区分は、議員、議長、副議長、委員長の4区分とする。

(2) 月額報酬は、以下のとおりとする。

・議員 300,000 円

・議長 455,000 円

・副議長 384,000 円

・委員長 356,000 円

(3) 期末手当は、4.6か月分を11月及び5月に各2.3か月分支給する。

(単位：円)

区 分	月額報酬	期末手当	年額報酬
議 員	300,000	1,380,000	4,980,000
議 長	455,000	2,093,000	7,553,000
副議長	384,000	1,767,000	6,375,000
委員長	356,000	1,638,000	5,910,000

(別紙2)

## 議長諮問事項に対する答申書

令和6年10月17日付議会第34号により議長から諮問された件について、別添のとおり答申する。

令和7年12月22日

芽室町議会運営委員会  
委員長 渡辺 洋一郎

芽室町議会議長 梶澤 幸治 様

## 答 申 事 項

1 芽室町議会議員の定数について

(2) 議員定数については16人とする。

2 芽室町議会議員の議員報酬について

(3) 報酬区分は、議員、議長、副議長、委員長の4区分とする。

(4) 月額報酬は、以下のとおりとする。

・ 議 員 300,000 円

・ 議 長 455,000 円

・ 副議長 384,000 円

・ 委員長 356,000 円

(3) 期末手当は、4.6か月分を11月及び5月に各2.3か月分支給する。

(単位：円)

区 分	月額報酬	期末手当	年額報酬
議 員	300,000	1,380,000	4,980,000
議 長	455,000	2,093,000	7,553,000
副議長	384,000	1,767,000	6,375,000
委員長	356,000	1,638,000	5,910,000

## 根 拠 資 料

### 【議員定数について】

「住民代表の総量」として、多様な民意を反映できる人数を確保することを基本とし、「常任委員会機能の安定的な機能維持」、「多様な視点での政策提案機能・監視チェック機能の強化」、「縮小社会における議会力の維持」等の根拠により、現行どおり 16 名が妥当と結論付ける。

#### (1) 常任委員会機能の安定的な機能維持について

議員定数の根拠として、最も重視した視点は、常任委員会のあり方（委員会数・構成人数）である。平成 27 年 5 月 1 日施行の現行制度（平成 26 年 11 月 21 日議会運営委員会答申事項）である 2 委員会（総務経済・厚生文教常任委員会）は、これまでの間、健全な機能を発揮していることから、これを継続することとした。現行機能を検証し、新たな議員定数の根拠を改めて整理すると以下のとおりである。

- ① 常任委員会が、その役割を十分に果たすためには、欠席や利害関係による除斥等を考慮した上で、審査活動を安定的に維持できる一定の議員数の確保が必要である<例：8 名（総数）－1 名（欠席）－1 名（除斥）－1 人（委員長）＝5 名>。
- ② 複数の常任委員会を同時に運営するためには、各委員会に適切な人員を配置できる体制が不可欠である。

したがって、本町議会における常任委員会の活動を安定的に継続し、その機能を維持するために最低限必要となる議員数は、2 常任委員会で 7 名と 8 名とし、現行同様の定数が妥当と結論付ける。なお、下記は、補完事項として列記する。

#### (2) 議長・副議長の常任委員会への関わりについて

地方自治法第 104 条では、「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」と規定し、芽室町議会基本条例第 5 条第 1 項においても、「議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。」と規定している。この職責に鑑み、議長は地方自治法第 116 条に基づき議決権を有するものの、議会運営全体の公正な調整役を担う立場から、常任委員会に所属しないことが一般的な運営慣行となっており、これまで同様にこの原則を継続して適用する。

また、副議長は、議長を補佐する役割を有しつつ、議員として常任委員会に所属することは可能である。しかしながら、副議長が委員長等の職務を兼務することは、議会運営の公正性及び公平性を損なう恐れがあるため、これまで同様にこの原則を継続して適用する。

(3) 常任委員会への重複所属について

常任委員会は、議会の専門的な審査機能を担う重要な機関であり、委員が複数の委員会に重複所属する場合、同一議員が複数の審議の場で発言・判断を行うこととなり、結果として委員会相互の独立性やチェック機能の低下を招く恐れがある。また、住民の多様な意見を幅広く反映させるためには、多様な議員が各委員会に参画することが重要である。以上の観点から、常任委員会における委員の重複所属は、議会機能の健全性を保つためにも極力避けることが望ましいと結論付ける。

(4) 多様な視点での政策提案機能・監視チェック機能の強化について

(5) 縮小社会における議会力の維持について

地方自治法第 109 条では、「議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。」と規定している。

新たな本町議会の議員定数を踏まえると、常任委員会の数を増やすことは、委員 1 人当たりの所属数や負担を過大にし、結果として委員会機能の安定性に影響を及ぼす懸念がある。

一方、現在直面している「縮小社会」において、「多様な視点での政策提案機能・監視チェック機能の強化」への方策として、今後、新たな「委員会」の設置を全面的に否定することも困難であり、慎重な検討を要する側面もある。

2 度（令和 7 年 6 月、9 月～11 月）にわたる「議会報告と町民との意見交換会」においては、「議会（議員）の活動量の精査」及び「議員間の活動量の平準化」への指摘もあったことから、今後に向けての議会機能の強化や議会力の維持にあたっては、効果・効率的な「委員会機能」を模索・検討する。

(6) 法令等（地方自治法）の運用について

市町村議会の議員定数の定義は、地方自治法（第 91 条）に規定されている。法制定当初は、人口規模で議員数が明確に規定され（昭和 22 年／芽室町 26 名）、その後、人口規模により議員数の上限のみが規定され、平成 23 年の改正では「市町村の議会の議員数は条例で定める」となり、現在は、各自治体に決定が委ねられている。＜芽室町の変遷／26 名（昭和 22 年～昭和 62 年）、22 名（昭和 62 年～平成 15 年）、18 名（平成 15 年～平成 23 年）、16 名（平成 23 年～現在）＞

一般的に「議員定数」を独自に見直す際、現行予算（一般会計に占める議会費）の範囲で「報酬・定数セットの改正（財源確保優先）」や「人口割での改正（例：議員 1 人／人口 1,000 人）」の検討手法も存在するが、本町議会としては、あくまでも前述した根拠を積み上げて、新たな「議員定数」を結論付ける。

## 【議員報酬について】

議員報酬は「給与」ではなく「議員の役務に対する対価」と定義する。

この定義は、全国町村議会議長会の提言を尊重したものであり、具体的な報酬算定方法は、同議長会が示す生活給的要素を内包する「原価方式（首長給料×議員活動日数比率）（令和4年モデル）」を基本とする。

### （1）報酬の根拠について

議員報酬は「議員の役務に対する対価」と定義した。

また、芽室町議会基本条例やこれまでの答申（議会改革諮問会議等）を踏まえ、政策提案、行政監視、住民対話等、議員の広範な責務を持続的に維持するためには、安定して活動できる基盤が必要であり、報酬には生活給的な要素を含める必要があると整理した。

近年、全国的に「無投票」や「なり手不足」が深刻な課題となっている。本町議会においては、多様な人財が立候補できるための条件整備のひとつとして、現在の役務に相応しい適正な議員報酬の見直しが不可欠であると結論付ける。

### （2）報酬の根拠とすべき方式について

本町議会における議員報酬の算定式については、全国町村議会議長会が示す「原価方式（首長給与×活動日数比率）（令和4年モデル）」を基本方式として採用する。この方式は、議員自身の活動量を算定の基礎とすることから、報酬決定における客観性及び合理性が最も高いと判断する。過去の答申（H26）においても、複数の方式を比較検討した結果、この「積上方式（原価方式）」を選択し、以降もその立場を踏襲していることから、一貫性のある見直しとして継承することを結論付ける。

### （3）役職区分について

議長は、議会の代表者、事務統理者及び会議の主宰者としての立場と権限を有し、副議長は、議長に事故あるときに、その職務を行う重大な役割をそれぞれ担うことから、これまで同様に役職区分を設定する。

また、議会運営委員会及び常任委員会は、委員がその任期中に在任する常設の機関であり、特定の事件に限って設置する臨時的機関の特別委員会と区分し、議会運営委員会委員長及び常任委員会委員長に対し、これまで同様に役職区分を設定する。

なお、現行の活動実態を鑑みると「議会運営委員会と常任委員会」及び「副委員長」の区分の設定に検討の余地があることから、今後における「議会（議員）の活動量の精査」及び「議員間の活動量の平準化」の実践を踏まえて、継続した検討課題として位置付ける。

#### (4) 期末手当について

地方自治法第203条の規定により「普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる」とし、「議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」としている。議員に対する期末手当は、一般にいう賞与（ボーナス）とは異なり、年間報酬の一部として割り振るものであり、これまでの間、本町議会では通年議会制（5月～4月）の期間を踏まえて、5月に年1回の支給としてきた（4.1か月分）。

しかしながら、改正後は、これまでの実績を踏まえつつ、年額報酬を毎月の報酬と2回の期末手当に割り振ることとし、支給回数を年2回に変更する（11月・5月支給）。また、期末手当の率については、年間報酬を構成する要素として、年間4.6か月分の割り振りとする。

#### (5) 報酬増に係る財源確保について

一般的に公費の執行にあたり新たな経費を追加する際、それに見合う収入の確保や既存経費の削減を前提とする。この前提がないと支出のみが増加することになるため、今回の議員報酬増についても、財源確保の考え方を明確に整理する必要がある。しかしながら、報酬は人件費（給料・報酬等）であり、この経費を既存の議会活動の具体事業の改廃で確保することは現実的に困難なため、人員減による補てんしか直接的手法はないものとする。本町議会においては、「議員定数と報酬」はセットではなく、それぞれの根拠の積み上げによって別々に導くものと整理することから、人員減を財源確保策とはせず、「報酬増の経過と今後の展望」という視点に立って、下記3点を根拠として整理するものである。

1点目は、今回の報酬増は、直近（令和5・6年度）の活動実績に相応する数値として積算した根拠である。将来に向けた活動見込みや期待値を込めた金額ではなく、全国町村議会議長会が示す客観性のある算式を用い、活動実績に基づいて現行報酬を改正しようとする根拠である。

2点目は、国や北海道（以下「国・道」という。）と連携しながら、将来に向けて関係法令等（社会保障制度の拡充等）の改正、財政支援（なり手不足対策関連予算の支援等）の実現に向けた要請を根拠にしようとするものである。すでに、全国町村議会議長会では、議員報酬の低水準が議員のなり手不足の一因であると指摘し、この状況を改善するためには、「地方交付税算定における議員報酬単価の引き上げ」や「報酬改定を行った町村に対する財政措置の充実」を国等に求めている。本町議会としても、国・道と連携しながら、さらに、独自でこの趣旨を主張する強固な意思をもち、時宜を得て、意見書提出や決議等に積極的に取り組むことを念頭に置くものである。

3点目は、これまで述べたことを踏まえて、適正な定数と報酬を設定することに

より、議会力の向上に寄与し、もって、いっそうの住民福祉の向上に努めようとするものである。今後に向けても、継続的に「議員定数と報酬」の適正化を目指し取り組んでいくことを根拠にしようとするものである。

## 積算資料（議員報酬）

### 1 算定の手順

(1) 議会活動（※1）の実績日数（R5・6）を積算する。

- ・ 全議員の令和5・6年度実績を集計し、2か年平均の活動日数を算出する。
- ・ 活動時間を日単位に換算する（1日＝8時間）
- ・ 役職別に2か年平均の活動日数を算出する。

（議員：93.95日／議長：178.66日／副議長：139.86日／委員長124.56日）

※1 議会活動／本会議・委員会・協議調整の場・派遣、議会報告会、意見交換会、研修会、視察受入等

(2) 議員活動（※2）の実績日数（R6）を積算する。

- ・ 全議員の令和6年度実績を集計し、単年の活動日数を算出する。
- ・ 自己申告による活動集計のため全議員合算の平均値を共通日数とする（70日）。

※2 議員活動／一般質問準備、各種報告書作成、住民からの相談対応、情報収集、公的行事出席等

(3) 役職別の「議会活動＋議員活動」を算出する。

（議員：163.95日／議長：248.66日／副議長：209.86日／委員長194.56日）

(4) (3)を「原価方式（首長給料×活動日数比率）（令和4年・全国町村議会議員会提言）」に当てはめて年額報酬を算出する（「2：年額報酬算定式」）。

### 2 年額報酬算定式（役職別）

(1) 議員 4,980,000円（千円未満切り上げ）

$<163.95 \text{日} \div 305 \text{日（首長の職務遂行日数）} \times 772,000 \text{円（町長給料）} \times 12 >$

(2) 議長 7,553,000円（千円未満切り上げ）

$<248.66 \text{日} \div 305 \text{日（首長の職務遂行日数）} \times 772,000 \text{円（町長給料）} \times 12 >$

(3) 副議長 6,375,000円（千円未満切り上げ）

$<209.86 \text{日} \div 305 \text{日（首長の職務遂行日数）} \times 772,000 \text{円（町長給料）} \times 12 >$

(4) 委員長 5,910,000円（千円未満切り上げ）

$<194.56 \text{日} \div 305 \text{日（首長の職務遂行日数）} \times 772,000 \text{円（町長給料）} \times 12 >$

### 3 月額報酬及び期末手当算定式（役職別）

「2：年額報酬算定式」で算定した年額報酬を月額と手当に割り振る。

（月額報酬に12か月分、期末手当に4.6か月分を割り振る。）

(1) 議員 300,000円（月額報酬）／1,380,000円（期末手当総額）

$4,980,000 \text{円} \div 16.6 \text{（} 12 + 4.6 \text{）} = 300,000 \text{円} \times 12 \text{月} + 1,380,000 \text{円}$

(2) 議長 455,000円（月額報酬）／2,093,000円（期末手当総額）

$7,553,000 \text{円} \div 16.6 \text{（} 12 + 4.6 \text{）} = 455,000 \text{円} \times 12 \text{月} + 2,093,000 \text{円}$

(3) 副議長 384,000 円 (月額報酬) / 1,767,000 円 (期末手当総額)

$6,375,000 \text{ 円} \div 16.6 (12+4.6) = 384,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} + 1,767,000 \text{ 円}$

(4) 委員長 356,000 円 (月額報酬) / 1,638,000 円 (期末手当総額)

$5,910,000 \text{ 円} \div 16.6 (12+4.6) = 356,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} + 1,638,000 \text{ 円}$

#### 4 議員報酬新旧比較表

※1 ①：月額報酬／②：期末手当／③：年額報酬

※2 合計欄は、議員 11 名、議長、副議長、委員長 3 名の計 16 名とした場合の金額

No.	区 分		現 行	改正後	差 引
1	議 員	①月額	204,000 円	300,000 円	96,000 円
		②期末	836,400 円	1,380,000 円	543,600 円
		③年額	3,284,400 円	4,980,000 円	1,695,600 円
2	議 長	①月額	306,000 円	455,000 円	149,000 円
		②期末	1,254,600 円	2,093,000 円	838,400 円
		③年額	4,926,600 円	7,553,000 円	2,626,400 円
3	副議長	①月額	244,000 円	384,000 円	140,000 円
		②期末	1,000,400 円	1,767,000 円	766,600 円
		③年額	3,928,400 円	6,375,000 円	2,446,600 円
4	委員長	①月額	224,000 円	356,000 円	132,000 円
		②期末	918,400 円	1,638,000 円	719,600 円
		③年額	3,606,400 円	5,910,000 円	2,303,600 円
	合 計	③年額	55,802,600 円	86,438,000 円	30,635,400 円

(別紙3)

議長諮問事項に対する答申書

令和6年11月6日付で議長から諮問された件について、別添のとおり答申する。

令和8年2月3日

芽室町議会改革諮問会議  
会長 明瀬 禎 純

芽室町議会議長 梶澤 幸治 様

## 諮問会議答申書附帯意見（案） 解説付

このたび、芽室町議会が調査研究、協議・検討を重ねた「議員定数と報酬の見直し案（令和7年12月22日議会運営委員会答申事項）」について、手順・手法、根拠・論拠という視点での分析では異論はなく、住民に対して十分理解を得られる成果と評価する。

ただし、住民感情という視点での分析では、報酬増加率（平均50～60%増）及び年間増加額（約30,000千円）は、町財政に及ぼす影響は極めて大きく、今回の芽室町議会の様々な取組みを認識していない住民にとっては、理解し難いことも当然想定すべき事項と捉えて、この現実我真摯に向き合うべき具体的指摘事項として、下記5点を付記する。

→ 議会改革諮問会議としては、議会の答申どおりの定数と報酬を是とし、議会に対してさらなる住民意見の聴取（アンケート等）を求めたり、具体的な数値を独自に調査研究することはしない。ただし、住民感情を尊重した審査は不可欠なことから、委員が聴く住民からの厳しい声などを基に、今後、議会が取組むべき事項の指摘を加えて、結論付ける趣旨。

### 記

- 1 議会基本条例の前文に規定する「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」の実現に向けて、議会・議員の資質向上に常に努めるとともに、議会・議員活動の情報発信に創意工夫を凝らし、住民に対する情報提供と情報共有に不断の努力を尽くすこと。

→ 議会が今回実施した意見交換会では、議会（議員）の認知度が低いことを総括していることから、議会としてスローガンだけではなく、実効性が担保できる活動にいつそう努めることを促す意味（例：広報活動・機能の強化・充実、住民との意見交換の創意工夫等）。

2 生活給的な要素を含めた報酬の見直しは、新たに約 30,000 千円の公費を捻出することから、執行にあたって厳正厳格な基準を再考するとともに、議会費予算の節減・節約にいつそう努めること。

→ 今回の見直しは「報酬」に「生活給的な要素」を加えて増額させたことから、現行の減額規定（180 日以上の欠席：25/100 の減、365 日以上の欠席：50/100 の減）について、給与所得者等（他自治体議会含む）の類似例を参酌して減額基準の厳格化を促す意味。また、議会費内における増額報酬分の財源補てんは困難とはいえ、現行予算の縮減にいつそう努めることを促す意味。

3 今回の議員報酬の見直しは「なり手対策」のひとつの手段であり、次期統一地方選挙までは 1 年以上の期間があることから、この間においても、住民を対象にした様々な啓発活動等を実践し目的達成に努めること。

→ すでに検討中の「議員の学校」や「ハラスメント防止条例」の制定をはじめ、報酬の見直し以外の「多様ななり手創出に向けて環境整備」に具体的に、かつ、速やかに取り組むことを促す意味。

4 次期統一地方選挙（令和 9 年 4 月実施予定）の町議会議員選挙結果が、無投票もしくは欠員を生じる事態となった際には、改めて「議員定数と報酬の見直し」に取り組み、特に定数については、新たな根拠と論拠による見直しを可能

な範囲で速やかに行うこと。

→ 無投票であれば、今回の見直しの成果は主張できないことから、1人減（定数15名）もしくは2人減（定数14名）の定数の見直しについて、速やかに取り組むことを促す意味。

5 報酬算出の根拠とした「議会活動量」及び「議員活動量」について、今後もこの考え方を継続することを前提とし、改めてそれぞれの活動量の定義を精査し明確にすること。また、次期任期からは、毎月の実績を公表するなど住民理解につながる情報公開に努め、さらに、報酬の見直しが停滞しないよう、任期ごとに検証することを原則とすること。

→ 報酬見直しの根拠とした活動量について、改めて定義を整理し、令和8年度（令和8年5月）から実績を公表するなど透明化を促す意味。